

鑛山法は鑛山監督局の掌するところであり、鑛山監督局は鑛山所在埠と連絡してあるところが多く鑛山資本家の違法行為、鑛山労働者の不當なる権利侵害に對して充分なる取締りをなすを得ない。鑛山資本家は鑛山監督局が鑛山の實際に暗く、鑛山と連絡してあるのを奇貨として屢々懲罰に當る法定されてある權利すら侵害してある状態であるが故に之を地方長官の監督下へ移しその直接取締りに警察署を以てすれば、鑛山の實狀にも適じ、労働階級の正當なる權益を迅速に比較的正確に守り得るのである。

說明書 あり(中書局) 田中(古澤全外) 荻原、出口(折原) 由良
 (折原) 藤三(君) 藤田(君) 討論上り

富永(岡田) 井崎(多田) 九洲(藤原) の特殊
 事情に於ては之を採りて了す、地方長官に監督の權を
 付与すは、かくして弊を確し、根柢の革正を計す
 べきに於て、之を採らざるは、鑛山の特殊事情に於て、
 富永(岡田) 井崎(多田) 九洲(藤原) の特殊事情に於て、